

京都市交通局管理規程 3 - 9 (京都市交通局職員懲戒規程) の一部を次のように改正する。

平成 18 年 9 月 29 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第 2 条を次のように改める。

(処分の軽重)

第 2 条 懲戒処分の軽重は、戒告、減給、停職及び免職の順序とする。

第 3 条を次のように改める。

(処分の決定)

第 3 条 職員の非違行為に対する処分の決定は、次の各号について、総合的に考慮したうえで判断するものとする。

- (1) 非違行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 非違行為を行った職員の職責
- (4) 日頃の勤務態度や非違行為後の対応等
- (5) 過去における非違行為又は懲戒処分等の有無
- (6) 選択する処分が他の職員及び社会に与える影響

2 前項の処分を決定する際の基準は、別に定める。

第 4 条を次のように改める。

(研修)

第 4 条 懲戒処分に付される者に対して、研修所又は所属の実施する研修を受講させる。

2 前項によるもののほか、懲戒処分に付される者のうち、相当と認める者に対して、市長が任命する部局が行う研修を受講させることができる。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この改正規程は、平成18年10月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)